

広島女学院大学大学院学位規程

1997. 7. 5 制 定

2015. 3. 9 最終改正日

(趣 旨)

第1条 本規程は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)及び広島女学院大学大学院学則第19条に基づき、広島女学院大学(以下「本学」という。)大学院が授与する学位について、必要なことを定めるものとする。

(学 位)

第2条 本学大学院において授与する学位は、次の通りとする。

(1) 修士の学位

研究科	専 攻	学 位
言語文化研究科	日本言語文化専攻博士前期課程	修士(文学)
	英米言語文化専攻博士前期課程	修士(文学)
人間生活学研究科	生活文化学専攻	修士(人間生活学)
	生活科学専攻	修士(人間生活学)

(2) 博士の学位

研究科	専 攻	学 位
言語文化研究科	日本言語文化専攻博士後期課程	博士(文学)
	英米言語文化専攻博士後期課程	博士(文学)

2 学位の名称を用いるときは、本大学名を付記するものとする。

第3条 修士の学位は、本学大学院言語文化研究科博士前期課程又は人間生活学研究科を修了した者に授与する。

第4条 博士の学位は、本学大学院言語文化研究科博士後期課程を修了した者に授与する。

2 前項に定める者のほか、博士の学位は、本学大学院に学位請求論文(以下「論文」)を提出してその審査に合格し、かつ、本学大学院の博士後期課程修了者と同等以上の学力を有すると認められる者にも授与することができる。

(学位論文の提出)

第5条 修士課程若しくは博士前期課程、又は博士後期課程在学中の者で、所定の修業年限を終了又は終了見込みであって、かつ、所定の単位を修得、又は論文審査終了時まで修得見込みの者が、修士又は博士の学位を請求しようとするときは、別に定めるところにより、論文を研究科委員会に提出しなければならない。

2 前条第2項に定める者が博士の学位を請求しようとするときは、別に定

めるところにより、論文及び論文審査料を添えて、学位申請書を、研究科長を通じて、学長に提出しなければならない。

第6条 前条の規定により提出する論文は、自著とし、1編3部を提出するものとする。ただし、参考として他の自著の論文を添付することができる。

2 提出された論文及び参考論文は返却しない。

(論文の審査)

第7条 第5条の規定により論文が提出されたとき、研究科委員会はその審査を行わなければならない。

2 修士論文の場合、論文提出後2月以内にこれを行う。

3 博士論文の場合、提出者が、後期課程在学中の者であれば論文提出後3月以内、第5条第2項の者であれば論文提出後1年以内に審査を終了する。

第8条 前条で規定する審査は、課程修了予定者の場合、それぞれの課程の指導教授を主査とし、研究科委員会が選んだ2名の副査委員を加えて、計3名でこれを行う。

2 第4条第2項の者の場合、研究科委員会が選んだ3名の審査委員がこれに当たり、互選によりうち1名が主査となる。

3 研究科委員会において必要と認めるときは、他の大学院又は研究所等の教員等を副査委員として選出あるいは追加することができる。

(最終試験)

第9条 最終試験は、論文審査委員を含む研究科委員会が選んだ3名以上の試験委員がこれを行う。

2 研究科委員会において適当と認めるときは、大学の教員等で高度の学識を有する者を試験委員に加えることができる。

3 最終試験は、筆答試問又は口答試問により、論文を中心として、これに関連のある科目あるいは専門分野について行う。

(審査結果の報告)

第10条 論文審査委員並びに試験委員は、論文審査及び最終試験の終了後直ちに、論文の内容の要旨及び論文審査の要旨をつけて、審査結果並びに試験の成績を、委員合議の上、文書をもって研究科委員会に報告しなければならない。

第11条 研究科委員会は、前条の報告に基づいて審議のうえ、当該の学位を授与すべきか否かを議決する。

2 前項の議決には、構成員の3分の2以上の出席を必要とする。

3 学位授与の議決には、出席構成員の3分の2以上の同意がなければならない。

第12条 研究科長は、前条の議決の結果を、遅滞なく文書をもって学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第13条 学長は、前条の報告に基づいて、学位を授与し、学位記を交付する。
また、学位を授与できない者には、すみやかにその旨を通知する。

(博士の学位授与の報告)

第14条 本学が博士の学位を授与したときは、学長は、学位規則の定める様式にしたがって、学位を授与した日から3月以内に、文部科学大臣に報告しなければならない。

(博士論文要旨の公表)

第15条 本学が博士の学位を授与したときは、授与した日から3月以内に、その論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表しなければならない。

(博士論文の公表)

第16条 本学において博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に、その論文を公表しなければならない。ただし、既に学位を授与される前に公表しているときは、この限りでない。

2 前項の規定にもかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、本学の承認を受けて、当該論文の全文に代えて、その内容を要約したものを公表することができる。この場合、本学は、求めに応じて、その論文の全文を閲覧に供するものとする。

3 本条の規定により論文を公表するときは、本学の審査論文である旨を明記しなければならない。

(学位の取消)

第17条 学位を授与された者が、その名誉を汚辱する行為をしたとき、又は不正な方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、研究科委員会の議決に基づいて、学位を取り消し、学位記を返付させ、かつ、この旨を公表するものとする。

2 研究科委員会において、前項の審議をするときは、構成員の3分の2以上の出席を必要とする。

3 学位記の取り消しの議決には、出席構成員の4分の3以上の投票による賛成がなければならない。

(学位記の再交付)

第18条 学位記の再交付を受けようとする者は、その理由を付し、所定の手数料を添えて、学長に願い出なければならない。

(その他)

第19条 本規程に定めることのほか、学位の授与に関して必要な事項は、研究科委員会の議を経て、学長が定める。

(規程の改廃)

第 20 条 本規程の改廃は、研究科委員会の議を経て、学長がこれを行い、大学評議会に報告する。